

○佐賀県警察の巡査長に関する訓令（概要）

昭和42年7月13日

本部訓令第6号

この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）に基づき、佐賀県警察の巡査長の設置等について必要な事項を定めることを目的とするものである。

主な内容として、

- 巡査長の設置
- 巡査長の行う職務
- 選考方法

などの項目からなっている。